

アクションプラン推進施策等について

平成29年4月21日

第7回 計画部会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

目次

1. 実効性のある優先的検討の推進
2. 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進
3. 民間提案の積極的活用
4. コンセッション事業等の推進
5. 1～4以外の意見等を踏まえた対応方針等

国・地方公共団体の優先的検討規程の策定状況

○平成29年3月末時点の優先的検討規程の策定状況についてアンケート調査を実施(回答率:100%)

策定主体	団体数	策定済(※1)		今後策定予定		策定済・予定団体数		策定しない	
					うちH29年度中				
国	13	9	69.2%	4	4(※2)	13	100.0%	0	
地方公共団体	都道府県	47	34	72.3%	13	10	47	100.0%	0
	政令市	20	18	90.0%	2	2	20	100.0%	0
	人口20万人以上の市区	114	70	61.4%	43	32	113	99.1%	1
	小計	181	122	67.4%	58	44	180	99.4%	1
	(参考)人口20万人未満の市区町村	1,607	24	1.5%	182	36	206	12.8%	1,401
	合計	1,788	146	8.2%	240	80	386	21.6%	1,402

(※1) 地方公共団体の策定済には「平成29年3月中に策定見込み」と回答した団体も含む

(※2) 2省庁は平成29年4月に策定見込み

○国における策定状況

策定済(平成29年3月末時点) : 69.2%

今後策定予定含む : 100.0%(平成29年9月達成見込み)

○人口20万人以上の地方公共団体における策定状況

策定済(平成29年3月末時点) : 67.4%

今後策定予定含む : 99.4%

※今後の進捗見込み 平成29年6月末:75.7% 9月末:80.1% 平成30年3月末:91.7%

国及び全ての人口20万人以上の地方公共団体において、速やかに優先的検討規程の策定が完了するよう、内閣府担当者が未策定団体を訪問するとともに、策定に係る説明会を開催予定

PPP/PFI優先的検討の今後の取組

【背景】

- 公共施設等においては老朽化による更新や統廃合の必要性が強まっており、PPP/PFIが有効な規模の事業は地方公共団体の人口規模に関わりなく十分に起こりうる。
- 地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定がほぼ完了し、個別施設計画の策定から実行に入る今後数年間においてPPP/PFIの検討を行うことが重要である。
- そのため、上記認識のもと、全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定が進むことを強く期待したい。



【平成29年度の取組方針】

- 人口20万人以上の未策定地方公共団体が速やかに策定するよう、内閣府担当者が訪問し、策定に係る説明会を開催する。
- 国及び人口20万人以上の地方公共団体等において、実効性のある優先的検討の的確な運用を図る。
- 人口20万人未満の地方公共団体の優先的検討規程の策定や、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を支援するとともに、地域の実情や運用状況を踏まえた優先的検討規程の適用拡大を図る。その際、実効性の上がる方策について、今年度具体的に検討する。

(No.26,29,30に対応)

第44回PFI推進委員会(5月)▼

第11回PFI推進会議/アクションプラン改定(6月)▼

策定・運用のフォローアップ(9月)▼

策定・運用のフォローアップ(3月)▼

	平成29年度上半期	平成29年度下半期
規程の確実な策定に向けた取組	未策定団体への訪問 説明会開催	
的確な運用への取組	運用上の課題の抽出	運用状況の フォローアップ 優良事例の横展開等 必要な施策の検討
適用拡大の実効性を 上げる取組	人口20万人未満における優先的検討運用 支援の実施⇒策定及び運用上の課題を抽出	適用拡大の実効性を 上げるための検討

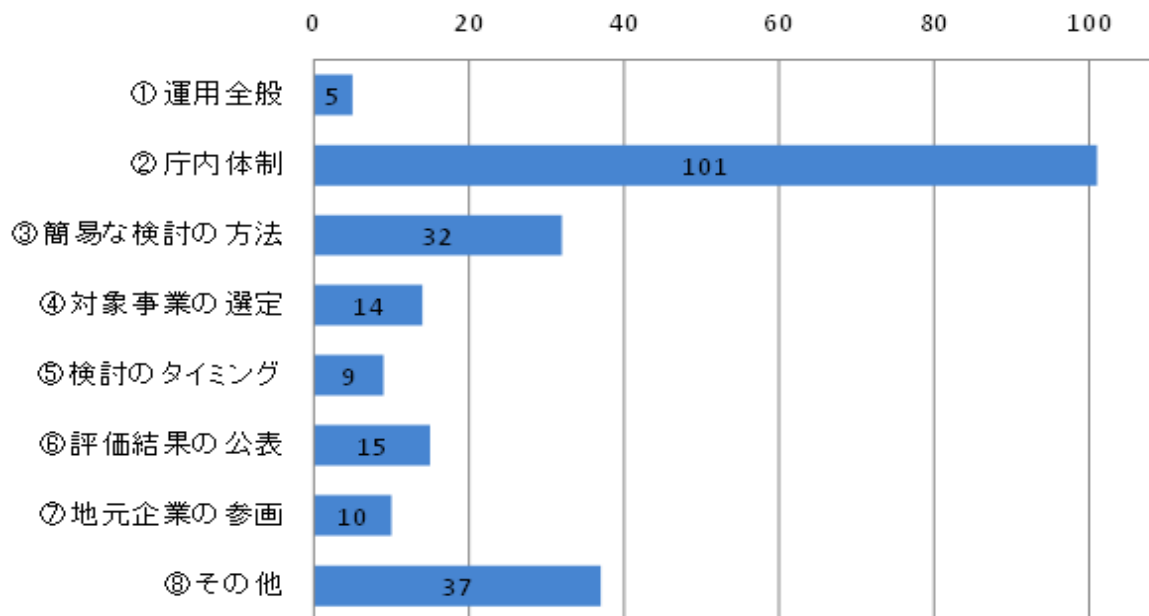
「優先的検討規程運用の手引」を活用した事例の横展開

- 今後優先的検討規程を運用していくにあたっての課題として、「庁内体制」、「簡易な検討の方法」、「評価結果の公表」といった回答が多かった。
- 的確な運用を図るために、平成29年度上半期の運用状況をフォローアップし、必要な施策を検討するとともに、優良事例の横展開を行う。
- 既に発出済の優先的検討規程運用の手引の中で、様々なPPP/PFI事業の優良事例を紹介しているが、引き続き情報を収集した上で内容の拡充を図る。

(No.7,8,18,30,35に対応)

今後優先的検討規程を運用していくにあたっての課題

n=187



支援目的

人口20万人未満の地方公共団体の優先的検討規程の策定と対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を支援

支援概要

■支援対象

優先的検討を実施する具体の事業がある人口20万人未満の地方公共団体

■支援概要

コンサルタントを地方公共団体に派遣し、助言や資料提供等により、優先的検討規程の策定と対象事業に関する運用の初期段階を支援

○優先的検討規程の策定

- ・地方公共団体の特性に応じた規程案の作成

○規程の内容等について庁内へ周知

- ・庁内の理解促進のための横断的な勉強会の開催

○具体事業における優先的検討の実施、運用方法の構築

- ・実施を検討している事業について、先行事例を収集
- ・規程策定部局と事業実施部局の連携のもと、優先的検討(簡易な検討)を実施
- ・運用上の課題となる内容について、規程とは別に、運用のポイントを解説する「実務指針(解説書)」を作成

■昨年度の支援実績

小金井市(東京都)

上越市(新潟県)

福井市(福井県)

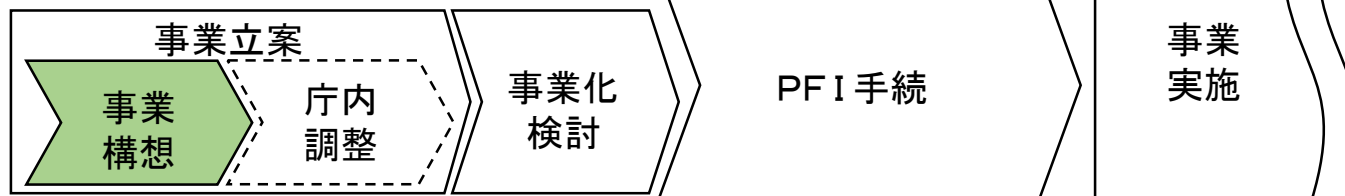
松本市(長野県)

富士市(静岡県)



庁内勉強会の様子

事業の段階



地域プラットフォーム形成の推進

- 2016年度末までに、31地域において地域プラットフォームの形成を支援（KPI：47（2018年度））。
- 2017年度は複数の地方公共団体等で構成される広域的な地域プラットフォームの形成・運営を重点的に支援する。また、運用マニュアル（2016年度に作成）の周知を図り、運用マニュアルを活用したプラットフォーム形成を働きかける。

(No.31,34に対応)

■広域化の受け皿組織としての地域プラットフォーム

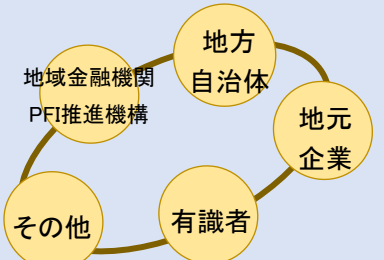
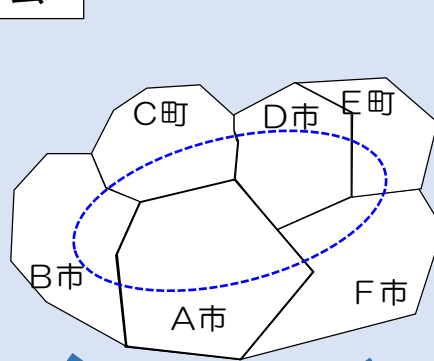
■運用マニュアル

広域的な地域プラットフォーム

複数市町村間の水平的な連携強化

近隣市町村と情報共有

市町村域を越えた広域的な検討
・複数市町村で1つの施設を整備
・上下水道などインフラについて
広域で効率的に維持管理

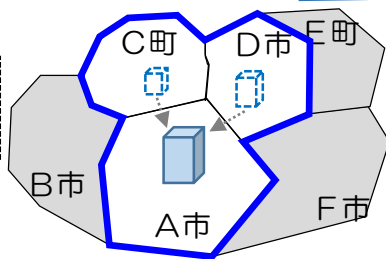


主な取組:

- 事例研究を通じたノウハウ習得
- 広域的なネットワーク形成
- 具体事例での官民対話 等

<例①>

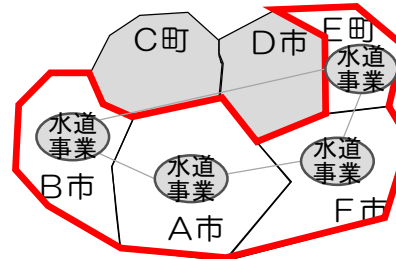
斎場を整備
したい



3市町で共同事業として実施

<例②>

水道施設の
更新が課題



水道事業の広域化

地域プラットフォームの一層の形成促進および具体的な案件形成に繋がる効果的な運営を推進するために、地域が主体的に地域プラットフォームを形成し効果的な運営ができることに留意したマニュアルを作成

<構成>

- I 地域プラットフォーム形成の意義
- II 地域プラットフォームの形成・運営
 - II-1 地域プラットフォーム形成前の準備
 - II-2 地域プラットフォームの形成
 - II-3 地域プラットフォームの運営
- III より効果的な進め方
- IV 地域プラットフォームの事例

- 民間提案の取組支援
- 民間提案活用指針の策定
- 優先的検討における民間提案制度のあり方の検討

(No.16に対応)

○民間提案の取組支援

支援目的

PPP/PFI事業の検討に当たり、PFI法に基づく民間提案を運用改善し活用する取組について支援

支援概要

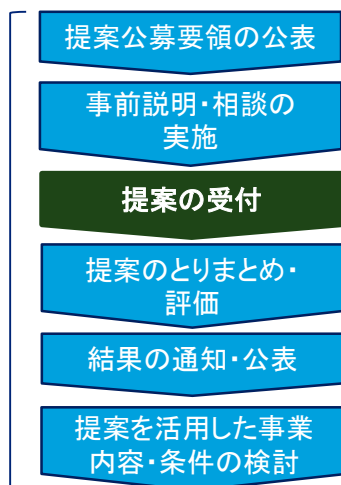
■支援対象

具体のPPP/PFI事業を検討しており、検討に当たってPFI法に基づく民間提案を運用改善し活用する地方公共団体等

■支援概要

コンサルタントを地方公共団体等に派遣し、民間提案についての公募、受付、評価、活用検討等の取組を一連で支援

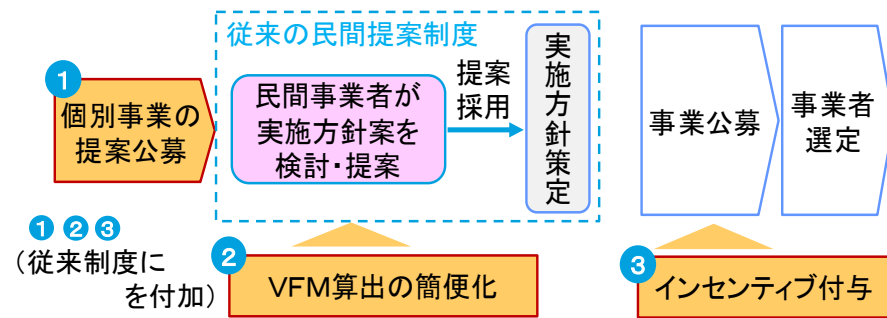
民間提案の取組を一連で支援



民間提案について

■PFI法に基づく民間提案の運用改善

PFI法第6条に基づく民間提案について、①個別事業の提案公募、②VFM算出の簡便化、③インセンティブ付与を付加し、民間事業者の提案を促す運用改善を行うもの



※その他の民間提案手法(「サウンディング調査」、「民間発案」等)については、専門家派遣等を通じ支援を行います。

4. コンセクション事業等の推進

コンセクション事業の重点分野の進捗状況

平成29年3月31日時点

但馬空港

平成27年1月に事業を開始し、運営事業を実施中。

関西国際空港
大阪国際空港

平成26年7月に実施方針を公表。平成27年12月にオリックス、ヴァンヂ・エアポートコンソーシアムの新会社（SPC）と実施契約を締結。平成28年4月に事業を開始し、運営事業を実施中。

仙台空港

平成26年4月に実施方針を公表。平成27年12月に東急前田豊通グループの新会社（SPC）と実施契約を締結。平成28年7月に事業を開始し、運営事業を実施中。

高松空港

平成30年4月頃の事業開始に向け、平成28年9月に募集要項を公表。

神戸空港

平成30年4月頃の事業開始に向け、平成28年10月に募集要項を公表。

静岡空港

平成31年4月頃の事業開始に向け、平成28年5月からマーケティングデザインングを実施。

福岡空港

平成31年4月頃の事業開始に向け、平成29年3月に実施方針を公表。

北海道内複数空港

平成28年度にデュージェンセスを実施。

熊本空港

平成29年度にデュージェンセスを実施。

広島空港

平成29年度にデュージェンセスを実施。

空港

大阪市

平成26年11月に実施方針案を公表（平成27年8月に改訂）。

奈良市

平成28年2月に実施方針の条例案を議会に提出。

浜松市

平成29年度にデュージェンセスを実施。

伊豆の国市

平成29年度にデュージェンセスを実施。

宮城県

平成29年度にデュージェンセスを実施。

水道

浜松市

平成30年4月の事業開始に向け、平成28年5月に募集要項等を公表し、平成29年3月に優先交渉権者を決定。

奈良市

平成28年2月に実施方針の条例案を議会に提出。

三浦市

平成28年12月に事業の調査審議を行う審議会を設置する条例が公布。

須崎市

平成29年度にデュージェンセスを実施。

宇部市

平成29年度にデュージェンセスを実施。

下水道

愛知県道路公社

地方道路公社の有料道路事業へのコンセクション導入に向け、平成27年の通常国会において特区法が改正。
平成28年8月に前田グループの新会社（SPC）と実施契約を締結。
平成28年10月に事業を開始し、運営事業を実施中。

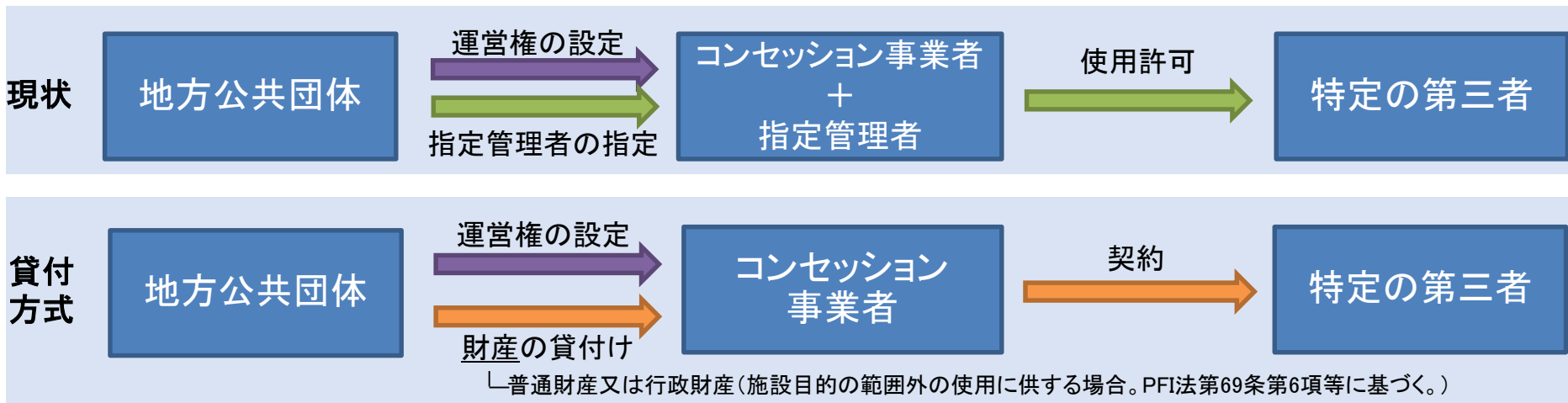
道路

運営権と指定管理者制度の二重適用(コンセッション事業者が特定の第三者に施設利用させる方式)

(No.20,24,25に対応)

1. 次に掲げる方式によって、現行法上、コンセッション事業者は、指定管理者制度を併用せずに特定の第三者に対して施設を使用させることが可能であり、これらの方式を周知するため、平成29年3月に運営権ガイドラインを改正した。

- ① 対象施設を普通財産化した上でコンセッション事業者に貸し付けること
- ② 行政財産をコンセッション事業者に貸し付けること(施設目的の範囲外の使用に供する場合に限る。)



2. さらに、今国会に提出された国家戦略特別区域法改正法案において、コンセッション事業者がその運営する公共施設等を特定の者に利用させることが出来るよう、その具体的な方策について検討し、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる旨を規定する。

これを踏まえ、平成30年の通常国会に提出予定のPFI法改正法案に必要な措置を盛り込むことを目指す。

○日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

- ・ 文教施設について、指定管理者制度との二重適用が不要となる手法など、他の分野の事例も踏まえて、公共施設等運営権方式を進める上で必要となる論点を検討し、本年度中を目途に結論を得る。また、地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について支援の仕組みを検討する。
- ・ クルーズ船向け旅客ターミナル施設等について、公共施設等運営権方式が活用されるよう、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえた仕組みを構築する。その際、既存の事業とのイコールフティングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討するとともに、指定管理者との二重適用で不要となる手法についても検討する。

支援目的

コンセッション事業等、事業検討に当たり法律・会計・税務・金融等の高度な専門的知見を必要とする PPP/PFI事業について、課題の解決に向けた検討を支援

支援概要

■ 支援対象

高度な専門的検討を必要とする以下のいずれかに該当する事業を実施しようとしている地方公共団体等

- ・ コンセッション事業
- ・ 収益型事業(収益施設の併設等事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業)
- ・ 公的不動産利活用事業 ※下線部はH29年度から追加

■ 支援概要

- 支援対象事業等を実施する際に必要となる法律、会計、税務、金融等の専門的な検討に当たって、高度な知見を有する専門家を派遣し、課題解決に向けた専門的な検討及びアドバイスの提供を実施

昨年度の支援実績

■ 支援対象 大阪市

■ 対象事業 (仮称)大阪新美術館の運営事業

大阪市が新築整備する新美術館の運営について、コンセッション事業の導入を検討



新美術館外観イメージ 出典: 大阪市HP

■ 主な支援内容

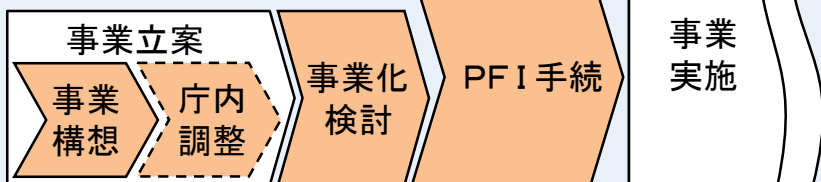
美術館運営へのコンセッション事業導入における課題を整理し、解決に向けた高度専門的な支援を実施

- 学芸業務の分担及び学芸員の帰属の整理
- 官民の業務分担・リスク分担等の整理
- 想定される事業スキームにおける運営権対価、VFM、事業収支の算定

等

事業の段階

※コンセッション事業等高度な知見を必要とするもののみ対象



5. 1～4以外の意見等を踏まえた対応方針等①

番号	構成員質問・指摘・意見事項	回答／対応方針	意見等を踏まえたアクションプラン推進施策 (具体的取組)
5	PPP/PFIの事業化への障害や、効果を十分に発揮するための方策についての課題の洗い出しが必要	既に福田内閣府大臣補佐官及び内閣官房日本経済再生総合事務局とともに民間事業者ヒアリングを実施して障害や課題の把握と対応の検討を行っており、今後も同様の取組は必要と認識している。	関係府省において、PPP/PFI事業を実施する上で明らかになった課題や地方公共団体・民間事業者から寄せられた課題等を適切に把握し、これらの解決を図る。
6	混合型コンセッション事業の普及、啓発が必要であり、混合型コンセッション事業の特徴やそのメリットについて記載を追加すべき	優先的検討規程運用の手引において混合型コンセッションについてもスキーム及び事例についての紹介を行っている。アクションプランにおける「たとえ一部の費用のみしか回収できない場合～」という記載について混合型コンセッションのメリット等を強調する表現にする。	同左
13	重点分野だけでなく、新たな事業領域に対して、コンセッション事業の活用について模索することが必要	重点分野の拡大については既にアクションプランにおいて社会経済情勢や取組状況の進展に応じて随時追加・見直しを行うことを明記している。また、未来投資会議における議論を踏まえ、クルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設を重点分野に追加する予定である。	未来投資会議における議論を踏まえ、クルーズ船向け旅客ターミナル施設やMICE施設をアクションプランに重点分野として追記する方向で検討する。
15	類型Ⅲの件数の記述の「平均2件程度」→「全団体に2件以上、合計金額〇〇以上」とすべき	『人口20万人以上の地方公共団体に平均2件程度本事業類型の事業の実施を目指すこと等により』を『人口20万人以上の各地方公共団体に2件程度本事業類型の事業の実施を目指すこと等により』という記載に変更する。	左記対応方針の内容を記載する。
16	優先的検討規程において、民間提案を標準化する記載を追記することが必要	今後内閣府で実施する民間提案活用の支援事業を通じて、その中で、優先的検討規程における民間提案の扱いを精査し、優先的検討部会で議論する。必要に応じて優先的検討指針や優先的検討規程策定の手引を改定する。	左記対応方針の内容を記載する。
28	インフラ投資市場の活性化(年金基金等の活用)のためには、コンセッション事業や収益型事業の更なる推進が必要	インフラ投資市場の活性化のためには、案件形成を促進し、投資対象の拡充を図る必要がある。そのため、株式会社民間資金等活用事業推進機構の資金供給機構及びコンサルティング能力の活用や各省における調査費補助等により、コンセッション事業や収益型事業の案件形成を引き続き促進していく。	—

5. 1～4以外の意見等を踏まえた対応方針等②

番号	構成員質問・指摘・意見事項	回答／対応方針	意見等を踏まえたアクションプラン推進施策（具体的取組）
37	コンセッション事業の件数を正確にカウントするためには、実施方針が策定された事業を対象にすべき	アクションプランにおいて、「事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象とすることとし、①集中強化期間に実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件を対象とする」こととしており、改定アクションプランにおいて具体的な②及び③の考え方を明記することとしたい。	【4.（1）の脚注】 ②の「実施方針公表段階となる予定」には、実施方針に関する条例案の提出又は公表を含むものとする。 ③の「事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階」とは、マーケットサウンディングの着手又はデューデリジェンスの着手を意味するものとする。
38	アクションプランの進捗状況の「見える化」について、地方公共団体間の自発的な競争を促すためにも、比較可能なベンチマーク化が必要	事業規模の進捗状況における類型別の件数を都道府県別に表示して提示する。	左記対応方針の内容を記載する。
39	・効果的な民間提案の実施、並びに市民理解や議会等との合意形成のためにも、インフラの劣化状況に関する情報公開は有効。情報公開にあたっては、施設の老朽化度や利用実態、施設の利用率等についても公開をするように促すべき ・また、民間資金を呼び込むためにはランニングコスト等、F/Sに必要なコストに関するデータの開示が必要	平成28年度のPFI推進委員会事業部会においても、民間提案を推進するため、公共側からの適切な情報提供が重要であることが示されているところ。	民間提案の推進にあたり、情報提供の必要性について追記する。
40	第三セクターにおける反省点を踏まえて、官民共同出資会社によるPPP事業の可能性について整理することが必要	「PPP／PFI推進アクションプラン」において、官民の長期的なパートナーシップの枠組みをつくるLABV等の新たな手法についても活用を積極的に検討すべきであるとされている。	—